八幡沼避難小屋
平笠不動避難小屋
不動平避難小屋
岩手山八合目避難小屋
八幡平頂上展望施設
二　尾瀬国立公園
公園事業の名称及び種類
御池大杉線道路（歩道）
三　秩父多摩甲斐国立公園
公園事業の名称及び種類
三ツ沢日の出山線道路（歩道）
四　足摺宇和海国立公園
公園事業の名称及び種類
竜串野営場
五　やんばる国立公園
公園事業の名称及び種類
奥宜名真線道路（車道）
東海岸線道路（車道）
山原横断線道路（車道）
辺戸園地
安波園地
六田原園地
慶佐次園地
六　西表石垣国立公園
公園事業の名称及び種類
白浜南風見線道路（車道）
平久保園地

○環境省告示第九十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を廃止したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業廃止書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年九月二十日

環境大臣　山本　公一

一　十和田八幡平国立公園

公園事業の名称及び種類	路線、区域及び位置	公示
網張松川温泉線道路（車道）	起点―岩手県岩手郡松尾村（松川）（国立公園境界） 終点―岩手県岩手郡雫石町（網張温泉集団施設地区）	昭和四十年十月厚生省告示第四百八十九号
岩手県八幡平市（八幡沼）		
岩手県八幡平市（平笠不動）		
岩手県八幡平市及び滝沢市（不動平）		
岩手県滝沢市（岩手山八合目）		
岩手県八幡平市（八幡平頂上）		
起点―福島県南会津郡檜枝岐村（御池集団施設地区） 終点―福島県南会津郡檜枝岐村（大津岐峠・歩道合流点）	路線	
起点―東京都西多摩郡日の出町（三ツ沢） 終点―東京都西多摩郡日の出町（日の出山南東・歩道合流点）	路線	
高知県土佐清水市（竜串集団施設地区）	区域	

公園事業の名称及び種類	路線及び区域	公示
起点―沖縄県国頭郡国頭村（奥・国立公園境界） 終点―沖縄県国頭郡国頭村（宜名真・国立公園境界）		
起点―沖縄県国頭郡国頭村（奥・国立公園境界） 終点―沖縄県国頭郡国頭村（楚洲・国立公園境界）		
起点―沖縄県国頭郡国頭村（安田・国立公園境界） 終点―沖縄県国頭郡国頭村（安田・国立公園境界）		
起点―沖縄県国頭郡国頭村（与那・国立公園境界） 終点―沖縄県国頭郡国頭村（奥与那林道合流点）		
沖縄県国頭郡国頭村（辺戸）		
沖縄県国頭郡国頭村（安波）		
沖縄県国頭郡大宜味村（六田原）		
沖縄県国頭郡東村（慶佐次）		
起点―沖縄県八重山郡竹富町（白浜） 終点―沖縄県八重山郡竹富町（南風見）		
沖縄県石垣市（平久保）		

○環境省告示第九十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年九月二十日

環境大臣　山本　公一

一　十和田八幡平国立公園

公園事業の名称及び種類	路線及び区域	公示
松川温泉大深岳線道路（歩道）	起点―岩手県八幡平市（松川温泉） 終点―岩手県八幡平市（大深山荘・歩道合流点）	昭和四十年十月厚生省告示第四百四十一号
松川温泉黒倉山線道路（歩道）	起点―岩手県八幡平市（大深岳・歩道合流点） 終点―岩手県八幡平市（松川温泉）	
松川温泉姥倉山線道路（歩道）	起点―岩手県八幡平市（松川温泉） 終点―岩手県八幡平市（姥倉山・歩道合流点）	
馬返岩手山線道路（歩道）	起点―岩手県八幡平市（上坊・国立公園境界） 終点―岩手県八幡平市（ツルハシ分れ・歩道合流点）	
焼走り岩手山線道路（歩道）	起点―岩手県八幡平市（焼走り・国立公園境界） 終点―岩手県八幡平市（お鉢・歩道合流点）	
馬返岩手山線道路（歩道）	起点―岩手県八幡平市（馬返・国立公園境界） 終点―岩手県八幡平市・滝沢市（岩手山頂上）	
八幡平沼利線道路（歩道）	起点―岩手県岩手郡松尾村（八幡平頂上） 終点―岩手県岩手郡松尾村（藤七温泉）	昭和四十三年十一月厚生省告示第四百四十一号
不動平園地	岩手県岩手郡滝沢村（不動平）	昭和三十九年十月厚生省告示第五百五号
岩手山宿舎	岩手県岩手郡滝沢村（岩手山）	昭和四十八年八月環境庁告示第四十九号
八幡沼宿舎	岩手県二戸郡安代町八幡平国有林	昭和三十二年九月厚生省告示第三百十五号
八幡平避難小屋	岩手県岩手郡松尾村（八幡平頂上）	昭和四十九年九月環境庁告示第五十二号
松川休憩所	岩手県岩手郡松尾村（松川）	昭和四十四年四月厚生省告示第九十八号
藤七温泉野営場	岩手県岩手郡松尾村（藤七温泉）	昭和四十七年十月環境庁告示第四十五号
岩手山麓運動場	岩手県岩手郡雫石町（岩手山麓国民休暇村集団施設地区）	昭和五十七年七月環境庁告示第八十一号
藤七温泉養魚施設	岩手県岩手郡松尾村（藤七温泉蓬莱沼）	昭和三十六年九月厚生省告示第二百九十四号